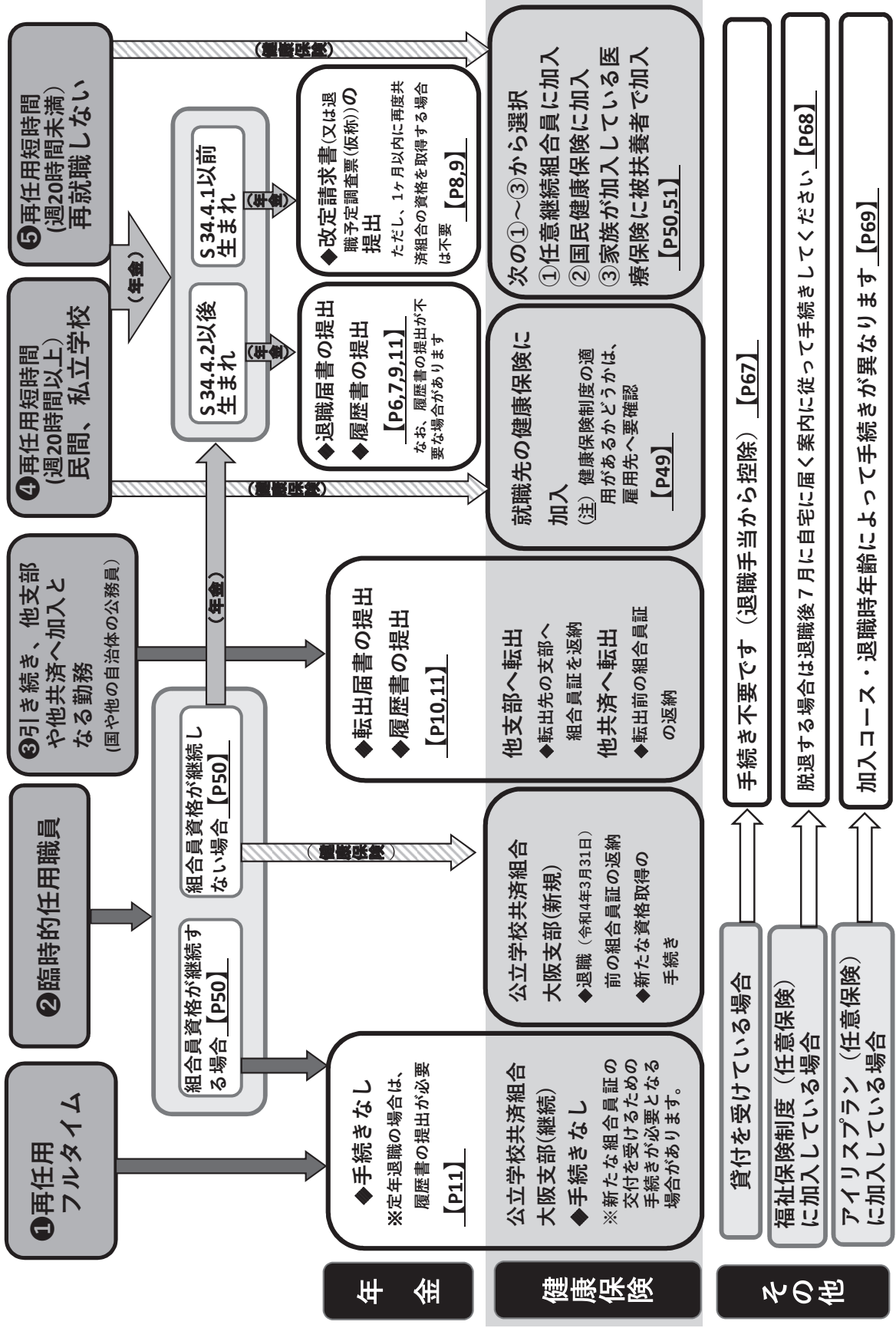


1. 手続き早見表(ダイジェスト版)

★令和4年3月31日退職に係る手続きです。

【1】〈退職後の勤務形態別〉年金手続きと加入する健康保険制度等

退職後の勤務形態 (①～⑤) により判断



【2】手続きスケジュール（一覧）

令和4年3月末に退職し、組合員の資格を喪失する場合（退職後の勤務形態がP.3の④・⑤の場合、②の組合員資格が継続しない場合）（年齢は令和4年3月末時点）

年金関係の手続き		任意継続組合員の手続き (健康保険適用の方は、対象外です)	
S 34.4.2 以後生まれ		S 34.4.1 以前生まれ	
定年(60歳) 退職者		63歳～65歳 退職者	
12月	各個人あての封筒到着【P.6】 ・年金手続きのしおり ・退職届書 (所属所に到着) ※他、宿泊施設特別利用者証(P.69)を同封	注) 63歳・65歳の退職予定者には、誕生日が近づくと、年金請求書等が送付されますので、すみやかに請求手続きをしてください。【P13・14】	
1月	繰上げ請求する場合は「老齢厚生年金等繰上げ請求申込書」と「退職届書」を提出 提出期限：2月15日【P.6】	退職予定者に係る年金手続きについての通知文【P.7,8】 (所属所に到着)	任意継続組合員の申出手続きの通知文【P.55】 (所属所に到着)
2月		現在、臨時的任用職員の方の手続きは、以下の手続きと異なります。【P9】をご参照ください。 退職後の就職状況が確認でき次第、退職（予定）者カードを提出【P.7,8】 ※ただし、65歳の年度末で再任用フルタイム勤務が終了する方、63・65歳定年退職の方（大学教授等）は、提出不要。	任意掛金の標準となる平均標準報酬月額及び掛金率の通知 (所属所に到着) 〈事前申出〉【P.55】 2月4日～2月16日の消印まで ※3月31日退職者のみ
3月	3月31日までに退職届書を提出【P.6】 ※再任用フルタイム勤務等、共済組合員として資格が継続する場合は、提出不要	退職届書と履歴書(様式) (希望送付先に到着) ※61歳～62歳退職者は、履歴書不要です。 ※他、宿泊施設特別利用者証【P.69】を同封	任意掛金通知書・納付書到着（事前申出者あて） 初回納期限 3月31日【P.59】 (以後、該当月の前月末が期限)
4月	退職日以降に退職届書を提出【P.7】	退職改定請求書 (退職予定者カード提出者のみ希望送付先に到着)	〈退職後申出〉【P.55】 3月31日～4月19日の消印まで
5月以降	共済組合にて待機者登録手続き（所要期間：退職届書提出後6か月～12か月） 年金待機者登録通知書到着 (共済組合本部から退職者あて)	退職改定請求書等を提出【P.8】 ※年金請求手続きがまだの場合は、年金請求書も合わせて提出してください。 共済組合にて改定処理（所要期間4か月～6か月） 年金改定通知書到着 (共済組合本部から退職者あて)	任継続掛金通知書・納付書到着（退職後申出者あて） 初回納期限 4月19日【P.59】 (以後、該当月の前月末が期限) 健康事業申込み受付期間は4月末日（予定）まで

※ 福祉保険制度加入者、アリスプラン加入者関連の書類送付は P.68 ～P.69 でご確認ください。